

令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、休耕地の発生を防止するとともに、ぶどう及び南陽産ワインの生産振興を図るため、醸造用ぶどう等を主に作付けしている樹園地を新たに売買し、又は貸借する者に対し、予算の範囲内で交付する奨励金について、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和 4 2 年規則第 3 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 醸造用ぶどう等 ワインの原料となるぶどう品種をいう。
- (2) 樹園地 果樹をおおむね規則的又は連続的に栽培している市内の農地であって、肥培管理をしているものをいう。
- (3) 継承 樹園地について、農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）その他の法令の規定により所有権を移転し、又は農地法若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号。以下「機構法」という。）の規定により 5 年以上の使用貸借による権利若しくは賃借権（以下「利用権」という。）を設定することをいう。
- (4) 農業法人 農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 5 7 5 条第 1 項に規定する持ち分会社をいう。）であって、農業を営むものをいう。
- (5) 農業者 経営耕地面積が 3 0 アール以上又は 1 年の農産物販売額が 5 0 万円以上の農業者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付対象者は、醸造用ぶどう等を現に作付けしている樹園地の継承を行う者（以下「出し手」という。）及び出し手から樹園地の継承を受ける者（以下「受

け手」という。)であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により認定を受けている農業者又は農業法人（以下「農業者等」という。）であること。
- (2) 受け手は市内に住所を有する農業者等であること。
- (3) 継承する樹園地は出し手が現に所有しており、当該樹園地の面積が10アール以上であること。
- (4) 過去に同一の継承樹園地に係る奨励金の交付を受けていないこと。
- (5) 受け手（法人の場合は、その役員を含む。）が3親等以内の親族又は同居人でないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、樹園地の面積10アール当たり（10アール未満の面積が生じた場合は、これを切り捨てる。）5万円を乗じた額とし、このうち40パーセントの額を出し手に、60パーセントの額を受け手に交付するものとする。

（奨励金の申請等）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、出し手及び受け手の連名（以下「申請者」という。）で、醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 樹園地の位置が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、速やかに奨励金の交付の可否を決定し、醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付の決定に条件を付することができる。

（実績報告等）

第6条 申請者は、継承を完了したときは、完了の日から起算して10日を経過する日又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに、令和7年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金実績報告書（別記様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 樹園地を継承したことが確認できる書類
- (2) 樹園地の位置が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、規則第15条の通知書を受領したときは、令和7年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第7条 奨励金の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、継承樹園地について、継承した日から起算して5年以内に所有権の移転を取り消したとき、利用権を解約し、若しくは解除されたとき又は機構法第20条の規定により農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をされたときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、補助金の交付に係る虚偽の申請又は前項の規定による申出があったときは、受領者に対して奨励金の返還を求めることができるものとする。この場合において、市長は、当該奨励金の全部又は一部について、実績期間に応じて算出した額を遅滞なく受領者に返還させる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金を返還させないことができる。

- (1) 公用公共用に供するための買収、収用により当該継承樹園地の一部又は全部が買い取られたとき。
- (2) 機構法第20条の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をされたとき。
- (3) その他当該受領者の責めに帰すことができない事由による場合等、やむを得ない事情があるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

年 月 日

南陽市長 殿

出し手住所

出し手氏名

受け手住所

受け手氏名

令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付申請書(実績報告書)

奨励金の交付を受けたいので、令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付要綱第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請(報告)します。

また、下記の記載内容については虚偽又は不正がないこと及び交付を受けた奨励金の返還を命じられた場合は、奨励金を返還することを誓約します。

記

1 申請(報告)内容

(1) 継承樹園地

No.	樹園地所有者 氏名	樹園地所在	権利移動 区分	開始 年月日	面積
1			☐ 所有権 ☐ 賃貸権		a
2			☐ 所有権 ☐ 賃貸権		a
3			☐ 所有権 ☐ 賃貸権		a
合計面積(ア)					a

※「権利移動区分」の欄には、該当する項目にチェック☑してください。

(誓約事項)

- ☐ 1 上記継承樹園地の受け手（法人の場合は、その役員を含む。）は、3 親等以内の親族又は同居人ではありません。
- ☐ 2 過去に上記継承樹園地に係る奨励金の交付を受けた者ではありません。
- ☐ 3 上記継承樹園地について、継承した日から起算して 5 年以内に所有権の移転を取り消したとき、受領者に所有権を移転したとき、利用権を解約し、若しくは解除したとき又は機構法第 20 条の規定により農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をされたときは、速やかにその旨を市長に申し出ます。

(2) 交付申請額

交 付 申 請 額		
出し手	基準単価 5 万円×合計面積(ア) ÷ 1 0 × 4 0 % =	円
受け手	基準単価 5 万円×合計面積(ア) ÷ 1 0 × 6 0 % =	円
合 計		円

2 添付資料

[交付申請時に添付]

- ・継承する樹園地の面積及び位置が分かる資料
- ・その他市長が必要と認める書類

[実績報告時に添付]

- ・樹園地を継承したことが確認できる書類
- ・継承した樹園地の面積及び位置が分かる資料
- ・その他市長が必要と認める書類

3 市税等の滞納 有 ・ 無

申請内容の審査のために必要があるときには、市に納付すべき個人市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税及び法人市民税の納付状況を市が確認することに同意します。

出し手氏名

受け手氏名

別記様式第 2 号

第 号
年 月 日

(出し手) 様
(受け手) 様

南陽市長

令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金について下記のとおり交付することを決定したので、令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円
(うち、出し手 円、受け手 円)

2 その他

- (1) 継承樹園地について、継承した日から起算して 5 年以内に所有権の移転を取り消したとき、利用権を解約し、若しくは解除したとき又は機構法第 20 条の規定により農地中間管理権に係る賃借権若しくは使用貸借の解除をされたときは、速やかにその旨を市長に申し出てください。
- (2) 前号の規定による申出があったときは、奨励金の返還を要する場合があります。
- (3) 受領者は、奨励金の交付対象である事実を証する書類を、交付決定のあった日から起算して 10 年間保管してください。

別記様式第 3 号

年 月 日

南陽市長 殿

請求者 住 所
名 称
代表者氏名 印

令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金交付請求書

年 月 日付け指令第 号をもって交付の決定の通知があった令和 7 年度南陽市醸造用ぶどう等園地継承奨励金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

金 円

金融機関
支 店 名
口座種別
口座番号
フリガナ
名 義